

第 6 0 号議案

足立区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

足立区の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 2 2 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法律第 4 8 号」を「法律第 4 8 号。以下「法」という。」に、「及び第 7 条第 1 項」を「、第 4 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項」に、「専門的な知識経験を有する者」を「職員」に改める。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

第 2 条の 2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

（ 1 ） 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

（ 2 ） 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（任期の特例）

第 2 条の 3 法第 6 条第 2 項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 前条第 1 項第 1 号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であって、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(2) あらかじめ 3 年を超える任期を定めて従事させる必要がある業務に従事させる場合

第 3 条中「前条」を「第 2 条又は第 2 条の 2 」に、「当該職員」を「当該任期付職員」に改める。

第 4 条の見出し中「特別区人事委員会規則」を「人事委員会規則」に改め、同条中「第 2 条」の次に「及び第 2 条の 2 」を加え、「特別区人事委員会規則」を「人事委員会規則」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(足立区職員の給与に関する条例の適用除外)

第 4 条 足立区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 3 号）第 6 条第 2 項から第 6 項までの規定は、第 2 条の 2 の規定により任期を定めて採用された職員（特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職員を除く。）には適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

一般職の任期付職員の採用の枠を拡大する必要があるので、この条例案を提出いたします。